

ほら、そろそろ来そうですぞ

北 京一（ん倶楽部 / 社会構想研究室）

KITA Kyoichi (N club / Social Kohsou Laboratory)

わたしは日本国憲法の施行後、約10年という時に生まれた。だから、この平和憲法といわれる最高法規の恩恵にすっかり浴し、良心のおもむくまま暮らして行くことができた。同時代の他国の事情などを聞くにつけ、当然自身のもつ制約の範囲とはいえほとんど不自由なく生きて来て、実に幸運だったとつくづく思う。もし生まれ落ちた場所がジェット機で西方わずか2、3時間のところだったら、結構の不自由のうえ、青年期には軍隊に徴兵されていたはずだ。それは自分にとっては最悪の事態である。だいぶ苦悩しただろう。小学生のころ、GIジョーという人形で兵隊さんごっこをしたものだ。戦車や戦闘機のプラモデルもラッカーを塗って仕上げるところまで楽しんだ。そのくらいだから、空想と現実の狭間では戦闘意識の高さもまんざらではなかった。でも、そういう趣味性から容易に察せられるとおり、基本的には一人遊びが好き、つまりは集団行動が苦手であった。だから、学校も自意識が明確になりだして以降は、ただただ教室の椅子に腰掛け皆と同じことをしていることができない日常だった。今のように不登校といったスタイルが一般化していなかったから登校はしたが、だいたいは屋上で青空のもとに過ごした。やがて大学に入ると日常はコペルニクスの転回と相成り、自由の天地、自分にとっての最適地となった。立て看板があつてマイクを手にした学生もいたが、すでに学生運動は鎮火し浅間山荘のあとに入学したから、キャンパス生活では軍隊のまねごとにも触れることなく、戦いといえば専ら喫茶店の全テーブルがインベーダーゲームと化したそれであった。だから対峙した相手はブラウン管だった。

そんな調子だったので、その青年時代にことさら現下の政治や社会課題に疑問や強い関心を抱くこともなく、心底興味をもてた神経生理心理学などにひたすら没頭する日々を過ごせた。その後、関心対象は移行したもののその自由な環境のなかにずっと生き過ぎてきて、あっという間に老境に至った次第である。だから、時代と場に巡りあえたという好運もあったが、これもまたそうしたひとつの巡りあわせか、今頃になってやっと「これはどういうものだったのだろう」と「日本国憲法」というものを手に取り、落ち着いて読んでみることになったのである。すると「ああ、これに自分は守られ救われてきたのだ」ということがよくわかった。実に寝ぼけた話だが、この国にあつてはたぶん戦後少し経ったあとのいわゆるウルトラマン世代の大方にとって、日本国憲法というのはまさに空気のような存在で、わがままに生きるのになくてもならないものだが、その存在がまるで気にならないものとしてあつたのではないか。わたしなぞには人生をつうじての揺り籠みたいなものだったといえる。

こうしたやや誇張気味の驚きのゆえんは、この憲法条項最初のいわゆる天皇規定のところから始まるのだけれども、その興味深いことはいずれ機会を改めて綴りたい。今般の焦点はこれのかなり奥まったところ第九十六条項だからである。ただ、それに深く関連するので、まずは憲法前文に出逢ったときの感嘆に触れずにはいられない。

日本国憲法の成立過程については過去さまざまなことが語られ、多様な解釈がなされてきたようだ。この成立時の情勢からすれば、主権者が苦難の末に勝ち取ったというような誉れ高さ法規になるはずはなかった。でもそれだけにかえて帝国の狂想の下であまりにも愚劣の沙汰に走った結果としての無条件降伏に対して、精一杯のヒューマンイズムの寛容のもと、それと引き換えるように人間の理性に対する挑戦的な難題が「このときとばかりに」詰め込まれ、全人類の希望が託された理想の法規にして宝規がここにかたちづくられたことはその内容からあきらかだ。だから、この引き受けは無謀に暴れたに等しい敗戦国が、それでも人間としての誇りを取り戻し、幻想でなく本物の世界共栄圏の指針にさえなりうる再興の道につながるものとして準備され、なされたのだと思う。それを思えば、喉元過ぎたのち「押しつけられたもの」などとは到底いえた義理ではない。と、少なくともわたしは思う。世界と歴史の目、そして散り逝った桜の魂たちからの「どうだい。やっぱ諦めるのかい？」といったそんな眼差しやささやきはもらいたかない。

前文の誓い先

憲法前文の初段ではわれら日本国民の決意と主権在民の宣言が述べられている。決意内容は3つ、代表制間接民主主義と自由主義、そして政府による戦争惨禍を再発しないこと。これらは当憲法の特徴として周知のことだが、すでにこの初段において「諸国民との協和による成果」が盛り込まれている点は何度でも再確認したいところだ。これは英文表記（政府公文書, Nov.3, 1946、念のためいわゆる GHQ 草案とは当然別物）ではずっと豊かな表現になっていて、かえて真意が伝わる。"the fruits of peaceful cooperation with all nations"、諸国民の「諸」は普段わたしたちが解するところではせいぜい「多くの」を思わせる。だが、対外的な表記ではそれどころか、世界すべての国民とのピースフルな協和となっている。

ここにのっけからこの憲法は昨今はやりの自国第一主義とは真反対の世界主義（コスモポリタニズム）の観点に立つことを表明していることがわかる。むろんこれは成立の時局状況的にそうならざるをえなかったこともあり、現在に相照らすことの適切さについてはいいようがある。だが、この冒頭の個別歴史を超越した普遍一般性を語ろうとする強い意志はその後の変化も見越してなされていることを読み取る必要があろう。なお、当該の文章の（およびその後にも繰り返し登場する）主語は「日本国民は」だが、なにやら第三者的に他の誰かのことを指しているかのこの表現は、対外表記ではつねに "We, the Japanese people" であり、「われら日本人は」とも訳せる一人称で語っている点も見逃せない。

人称はともかく、ここでわたしは受験生の時に覚えた妙な日本史学習暗記の語呂合わせが頭に浮かんだ。「遣唐使、白紙に返せ」。大陸文化の摂取のため送られていた遣唐使の派遣が終了したのは西暦何年？—894年、というあるある問題の正解を覚えるためのものだった。まさに焼け野原、食べ物も鉄もなくなり、お手上げの降参状態となったその白紙に、この憲法は日本というよりも人類にとっての理想を書き記し、この小国のというより全世界のフィールドにおいて始められたその社会実装実験でもあったといえそう。むろんわれら日本人にとっては、あの戦争の全犠牲者への鎮魂という永劫の勤めもあり、そうした大それた実験を請け負うことは人倫的当為ともいえた。神風と呼んだあの暴挙は神の怒りを買って、まさにここで吹いたのかもしれない。

だから、前文の第二段ではこの憲法が人類普遍の原理 (a universal principle of mankind) に基づくものであるとも明記している。視界はコスモポリタニズムであると同時にまったく理知的なヒューマニズムを根底に据えている。いってみればわずか数年前までに幻視されていた大東亜共栄圏どころではない。「われらはわが懐での視野狭窄を恥、いま地球圏へと開眼したところです」。焼け野原の焼糞というわけではなかろうが、もらったチョコバーをかじりながら、精神は一気に超越へと突き抜けたのだ。

ここに至り日本国憲法前文の後半は、もはや惨めに墮した自国のことなど二の次になる。われら日本人が語るは片時も忘れず平和を所望し (desire peace for all time) 人間関係を左右する崇高な理想を深く意識するのだが、それも平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼してのことだと記す。ここも信頼の対象とするのは日本語では「諸国民」だが、対外的にはもっと明瞭で、"peoples of the world" である。この言及はすなわち国という枠を越え、直に世界の人びと、カント流に言えば世界市民になっている。無国籍の人だろうと異国籍を引き受けるディアスポラであろうと、端から国とは無縁の遙か奥地に暮らす人たちにも地球全体に平和を呼びかけているのだ。

つづけてそういう世界にあってわれら日本人は名誉ある地位を占めたいという希望を率直に明記する。われらがあらためて認めることは、世界のすべての人たちが恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生きる権利をもつことだと。自国の憲法のなかに世界に向けたいわずもがなの再確認のことばを割く。それにつづくは自戒のことばだが、政治道德の普遍性を語りつつ勢い余って他国民の責務にまで言及する (obedience to such laws is incumbent upon all nations)。視座が世界主義観に立つがゆえのご愛敬である。こうしてこの前文結びの文章は「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。"We, the Japanese people, pledge our national honor to accomplish these high ideals and purposes with all our resources." という宣誓文に至る。つまり、日本国憲法は自国の存立条件をひとり個別特殊に定めるといいうわば独立自尊の立場を排し、ねんごろに世界人間主義的な立場で記し、しかもそれを全世界に指し向けて宣誓した類例のない、換言すれば憲法の常識を越えた

内容をもつ人類の宝規になっていることが確認できるのである。

したがって、これを単に自国の都合、いわばこの憲法下に許された自在性のもとでなしえてきた結果としての政策的実勢と当憲法との乖離を埋めるべく、その逸れた政策の方ではなく、かえって憲法の方を変えようとするなどは軽薄、軽率の極みであり、われら日本人が忌み嫌うところの赤っ恥もいいところなのだ。「えっ、恥どころの話じゃない？」 そう、でははっきりと「許されざること」といおう。どういう了見からか。ひとえに人類普遍のヒューマンイズムに照らし、人間であるということとして救いようがなくなるということだ。われら日本人1億の魂が世界80億の人びとに向けて誓ってきたこのすべての内容はこの先も「この国の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成し」つづけていかねばならないのだから。

第九章「改正」のこと

以上の前確認を経て本稿の焦点に移ろう。それは第九章「改正」である。この章は第九十六条のみからなり、その全文は短いのでここで原文のまま引用して確認しよう。

「第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。」

である。

この原稿を記している現時点は第103代内閣総理大臣石破茂氏がその座の辞任を表明し、その後継を巡ってお馴染みの面々が名乗りをあげて競っている最中にある。石破首相は過去に防衛大臣も勤め、職権ゆえ国防にも相応の理解を示していたけれども敗戦記念にあつては自民党員でありながら「反省」のことばを顕わにした事実からも推し量れるように、憲法改正には軽々に取り組みそうもないという臆断を許す気配を漂わせていた。だが、同様の安定感はずぎに名乗りをあげている候補のなかには一縷しか望めそうにない。またその全体的な趨勢をみれば、たとえつぎにその望みがつながっても、もうそのあとには持続しそうにない。そのくらい戦後は一世紀に近づき、この国の一般意志が頼る一般記憶もその長期記憶はおぼろになってきたというのが実情なのだろう。だから、上に述べたようにいくら赤っ恥とか許されないといってみても実態に合わせた改正論といういいようが正論であるかのように多数派の支持を得る素地はすでにできているようにもみえる。そこにTVタレント代議士のような首相が真剣な面持ちで強く今の国民に訴えるなら、この改正はその内容いかんにかかわらず過半の賛同を得てしまう感が強い。

そもそも第九十六条項の改正手続きは上述のように各議院における総議員の三分の二以上の改正同意で始まる。だから、それをそのあとの国民投票ないし国政選挙での同投票でそれより

も基準の緩い過半数の同意承認が得られないとすれば、そもそもその代表制民主主義による立法府の状況は代表の体をなしていないことになる。ここで国民投票の結果が不承認となりねじれるようであれば、憲法改正の非承認につづいて両議院は解散し総選挙に臨まねば筋が通らない話になる。つまり道理からいえば、この改正手続きの手順における国民投票での承認はその承認条件からしても半ば形式、儀礼的に流れうるつくりになっている。日本国憲法の性格は硬性であるといわれるが、それをいうなら国民票による承認条件も過半数でなく有効投票の三分の二以上の同意であるべきだろう。つまりこれは民主的決定の表皮をまとった見掛け硬性であって、それよりも諸君らはそもそも選挙において何を選んだのかということを問い返すかたちで日本人が自嘲的に自慢する空気読みを発動する仕掛けになっているのである。

われわれ国民はそんな間抜けであろうはずはない。と思いたいところだが、おそらく思う人は半数未満の側にいる。おそらく付きでそう言い切れるのはそのことが当たる確率が1/2に近いからだ。過半数多数決とはそういう性質のものだから、それを重要案件の決定に用いるのはいかにも粗暴である。それでもこれがいわゆる民主的決定なるものの多くで納得されていることであり、これに色をつけていえば哀れなるそれ、ともいえるわけだが、その哀れさは民たるの引き受けゆえのことである。この点も大いに論じたいところだが、ここでの焦点からはずれるためここで留めてそれについては稿を改めて述べることにする。

憲法改正の内容について

先に、改正の内容いかんにかかわらず改正に動き出せば通ってしまうおそれがあるとみたのは、すでにその改正案が具体的に提示されてから10年以上が経過することと、その間に世界同調的な戦争キャンペーンあるいはプロパガンダが、そのことを十分知りつつ見事にもそのなかにどっぷりと浸かりつつ当の改正案を世の流れのごとく引き入れてしまうような準備もできているようにみえるからである。

ここでその改正案の内容の問題を確認しよう。対象となる改正内容は自民党安倍政権下で十数年前に出され、いまだに自民党のwebページに掲載されている戯画めいた「改正草案」(2012)のことではない。その6年後、安倍政権末期にいわゆる改正の要となる4項目についての「たたき台素案」と呼ばれるものが提起されたがそれが対象である。その4項とは(1)憲法への自衛隊の明記、(2)緊急事態条項の新設、(3)参議院選挙での合区解消と地方公共団体のあり方、(4)教育充実である。いずれも同一基調のなかにあり関連しているが、問題の焦点は(2)に絞れる。ただここでは、その焦点ばかしのためのおとり役ともなっている(1)も取り上げる。

この素案の土台になっているのはそれ以前に出された草案だが、それが天皇を国家元首にする、から始まり、九条では高らかに総理大臣を指揮官とする国防軍を明記したうえで緊急事態条項の盛り込みという最近流行のことばでいえば「責任政党」が描くものとしてはいかにもギャグにすぎた草案であった。それを後のたたき台素案ではトーンダウンさせるかたちをとって、

たとえば国防軍は自衛隊のままとし、とにかく「実力組織（つまり一定の武力やそれにもとづく強制力をもつ組織）としての自衛隊」ということを憲法に明記する。さらに総理大臣をその実力組織の最高指揮監督者にするという。これはもしかすると職権ではなく「者」として属人化させようとする意図を漂わせているのかもしれない。すると大日本帝國のとき天皇が統治を総覧し軍を統帥していたことと重なってくる。と、こういうところがこのおとり役の誘導になっている。ここにはこういう誰にでもわかりやすく物議を醸すことになりそうなことを入れておいて、一番の改正の肝となる（2）の緊急事態条項の新設に対する注意を分散させようとする狙いをうかがわせるものがある。なぜなら総理大臣が自衛隊の最高の指揮監督権をもつことはすでに現自衛隊法（第七条）に定められているからである。もとよりこれは憲法改正マターではないのだ。ただ耳目を集めてから引っ込めてみせる役回りとして最初におかれている。こういう姑息なことはあるいは政治世界のやりとりの常套なのかもしれないが、その世界よりもずっと広いすべての人たちが住む世界ではみえみえである。

さらにたたき台素案の説明文もみておこう。たとえば自衛隊を明記することに関する憲法改正の必要性をつぎのように記述している。自衛隊の諸活動は現在、多くの国民の支持を得ている。だが、現状が1. 合憲という憲法学者は少ない。2. 中学校の大半の教科書（6/7）が違憲論に触れている。3. 国会に議席をもつ政党のなかに自衛隊を違憲と主張するものもある。だから、憲法改正で自衛隊を憲法に位置づけ違憲論を解消すべきである。というのである。

ひどく強引、傲慢なロジックだ。端からの違憲を余所にして現憲法の自由基調をよいことに専守防衛を楯に取り中庸を遙かに超えて重武装を進め、着々と世界トップ10内といわれる軍事力の既成事実をつくりあげ、しかるのちに、憲法と実態との乖離を強調してこの事態を招いている原因は憲法の方だから、もはやそれを書き換え、違憲状態を解消すべきだというわけである。この横暴ごり押しの主張はまさに戦後80年を貫いた無理強い最後のひと押しという一念なのだろう。ここさえ突破すれば、あとは原潜だろうが殺人口ロボットだろうが、と越後屋だが近江屋だかが千両箱を重ねて微笑む時代劇のシーンが目につかぶというものだ。

国民は現自衛隊の何を支持しているのか

ところで、この主張が前提におく「国民が支持している自衛隊の現在の諸活動」とは何か。それは大量の破壊・殺戮兵器を保持しながら、実際の破壊・殺戮はしていないというまさに現在のその活動、つまりはつきりいえば、その空活動ぶり（ここで無とすればいささか胸が痛むのでカラとした）、どんなにたくさんもっていても役立たずになっている状態、それを大いに支持しているのである。「馬鹿をいうな、抑止力として立派に役立っているのだ」ともいわれそう。だが、真顔でその論議をつづけるとすれば核には核、その規模には規模をもってしないかぎり抑止力としてのお役立ちはまともに語れないことは承知のはずである。つまりはその点でも役に立たない中途半端な建て付けに今や教育関連予算を上回る約9兆円の防衛予算を組み、消費

するにいたっている。それもまた国民の支持を得たことだと解しているとすれば、それはいわばまったくの放蕩ぶり、その贅沢の極みの蕩尽に対する耽美悦楽的支持になっているのだとみてもらわなければならない。つまりこの支持とはバブルお立ち台への虚無的戯れに似たようなものだ。だから、それを真つ当な防衛活動に対する支持だと勘違いされたらまるで興ざめなのである。きつい軍服に身を固めているがゆえの思考硬直までが懸念される。そんな彼らと会食をつづけて想定戦略ゲームを語り合っていれば、お得意のシベリアン・コントロールもしびれて麻痺してくるというものだ。

むろん自衛隊への国民の支持にはその空活動ぶりに対してだけでなく、直接的なところでは大災害時の救護活動への支持もあろう。だがそれはむろん日頃日常のことではないし、実際には災害時にサンダーバードのような鮮やかな解決が発揮されているわけでもない。むしろ現実の場面では被災地の警察や消防にボランティアを含めたかかわりのなかでかえって連携に難儀を来すということさえ聞く。

とりわけ緊急事態条項の新設についてはその必要性について何よりも南海トラフや首都直下型地震の想定を取り上げるのだが、これは能登で地震が起きたときに全国放送でアナウンサーが「今すぐ高い所に逃げてください」と絶叫しつづけたことと同様のピント外れの扇情に化してしまっている。まさか小松左京の「日本沈没」を思い描いているわけではないだろうが、自然災害には個別法で対応でき、緊急事態条項が出る幕はない。それなのにその不要なものを不自然に強調するあまり、本当はそれが必要としている国家存立の維持を語る国家緊急権のもと、一時的局所的に憲法を停止する効力を手中にするという第一の目的をひた隠しにしようとするさまが逆に丸見えに引き立ってしまっているのだ。

このように粗野な論を張ることにはこの国の責任政党としての見識を疑わざるをえない。みずからを含めた国民をおそらくみずからに顧みてこの程度と馬鹿にしているというところなのだろうが、どうあろうと事実は違憲なのである。だから理知に生きる学者の判断も当然違憲に優勢になるのだし、公教育の場でもそのありのままを伝えている。子どもたちには間を違えず伝えているだけである。よって将来の希望の星々を含めてわたしたちが真つ当なこととして、しなければならないことは、どういうことかはあきらかである。

真つ当なこととして

事実が違憲になっているというありようはうかつにその表面だけをさらうと、現実に通用的な事実に合わせて違憲状態が解消するよう憲法を改正すべきだといった論過を招きがちだ。ファクトがだいじ。事実を直視せよ、などといった紋切りが文脈を超えて振り回されると、そうした認知バイアスにも引っ掛かりがちになる。

すこし考えてみればわかるように、実際にあるのはその事実の方が憲法に背きたがえてきたという現実である。立憲制から逸脱して積み上げてきた既成事実の方こそが（その経緯からす

れば悔い) 改めの対象である。

括弧には入れたが、悔い改めともいうべきはすでに国際法の観点からすれば自衛隊は立派な軍隊として認識されている。これは周知のことだ。世界に対して誓った高らかな武力放棄と平和主義へのイニシアティブが、ただの降伏投降国の哀れな降参姿態にすぎなかったと世界の人びとから嘲笑されている実情に対する悔い改めである。であるのに簡単に憲法のそこを変えてしまったら、われら日本、日本人はまったく救いようのない存在に堕してしまう。人類と人類史に恒久平和どころか恒久恥辱を刻むことになる。われらが80年前に世界に、全人類に誓ったことは、たとえこの先、世界情勢が、近隣諸国情勢がどうなろうと、われらはそのことばに記したとおりであり、

「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。この目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

この誓いは現下も全世界の人びとに向けてわたしたちが発しつづけている。あらためて確認するまでもないがこれが真実である。先に自衛隊の存在を現在の既成事実とは述べたものの、先後関係で比べれば日本国憲法のほうが先に立った既成事実として今にありつづけていることも再確認せねばならない。当のものは何度か名称を変えつつ後から忍び込んできた。その既成事実よりはどんなに重装しても現憲法の前では後方である。

国の責任政党を自認するところから虚偽推論の言表を顕わにするという実勢からすれば、仮にその勢いの下で憲法改正に歩を進めると、維新や国民民主を抱き込むかたちで現実政治の枠内において両議院で2/3以上の同意を得て発議する流れとなるだろう。違憲忍者軍団がこれまでも国際平和支援法や平和安全法制整備法等を通す忍法を発揮し得てきた学習経験は十分活かされるはずである（もっとも今後は世界平和何某からの支援は得られないだろうから忍法も鈍るかもしれない）。すると国民の承認プロセスに入る。

現在のわが国の有権者総数は約1億人。国政選挙の投票率は50～60%程度であるから、事柄の重大さも勘案して仮に70%が有効投票したとすればその数7000万票となる。事前の両議院での改正発議の通過は最小に見積もって2/3の賛成であったとしよう。代表制がそのまま反映すれば国民の承認投票も2/3が賛成となり、憲法は自民党案で改正という運びになる。こんな一段落の記述で済むように事は運ぶだろうか。当世大方の人は「いや、結構そんな感じじゃないの」というのではなかろうか。教室で違憲と教えられてもその学校に自衛隊入隊の勧誘が来て現実なるものをかえって教えられたり、それがなくても卒業すれば、ほどなく似たような現実のありようなるものを経験し学び直すこともあろう。だから、国民からの支持を得ていると記述されたとおりに合憲となるべく改正すべきというレトリックに大勢が流れることはかなりありうることに思える。

しかし、この決定はいうまでもないが同性婚や夫婦別姓を認めるといった類いのこととはまったく異質の決定になる。投票する国民とその子らすべてに直接かかわることゆえの国民投票であり、たたき台素案にもとづく改正であるなら、そのかわりは第一にわたしたち日本人は、という主語のもとで全人類、世界に対しておこなってきた誓いを破棄すること、これは人間としての尊厳にかかわるから、そんなこと意に介さない人やどうしてもよい人もいるであろう反面、それはとても譲れないという人もいる状態になる。

あえて第二に置くのだが、つぎにわが命や基本的人権を危機にさらすという点でのかわりがある。冒頭に述べたが少なくともわたしの場合は、幸運なことに戦後の日本に生まれ、現憲法下でここでこのようなことを思うがままに綴れているように、不自由のない人生を送ることができた。隣国の 14 億の人にはそれがままならないという。確かにこの憲法に救われてきた。それをみずからの手で捨て去るほうに投票するなど考えようもない。しかも古い短い段階に至り、改正賛成を投じてから他界するなど、この世になんの恨みあつてのことかと、呆けて前後不覚になった場合は別としてそれはありえない行為である。

非戦の立場から

わたしは明確な非戦論者である。どういう非戦論か？ 戦うことそれ自体は好みのうちにありその行為も否定しない。戦うべきときは戦う。だから、反戦という立場とはまるで異なっている。何より忌避し拒否するのはみずからの意志とは別に、命じられて戦うこと、戦いを強制されること、誰だか知らない人たちを殺傷し生活している街を破壊することを任務として遂行するなどということ、そんなことはまっぴらご免である。つまりところは他者から命じられてすることを忌避するのだが、それに見知らぬ人たちに対する殺傷や破壊が重なるならもつてのほかということだ。そういうところの非戦論である。むろん自分に関する限りはもはや高齢者だから有事にいたろうと徴兵対象にはならないだろうが、若者たちが命じられて、あるいは祖国のためといったフィクショナルな理由をもって他国と交戦するにいたるような事態は、しかももし彼らがみずからの意志にすこしでも反して巻き込まれるなら、それはあつてはならないという非戦である。

逆にいえばこの論は有事には奮って戦いたいという人たちがいること、そればかりか日夜、わたしのいうところの役立たずの武器と共にいて「いざとなれば」とその訓練に励んでいる人たちも 20 万人ほどいることを承知しており、その人たちの思いや行動には不干涉である。かれらに反対を唱える気はないし、何かをわかつてもらおうなどとも思わない。ただし当方にも同様に構わないでほしい。そして前述したように自衛隊を憲法明記し緊急事態条項を新設する改正案にはおそらく過半数、ともすれば 2/3 前後の賛成を得る多勢の国民意思のありようも感じている。だが、わたしは上述のとおり非戦論であり、その改正案には賛成できない。これは生命と現憲法が保証する自由とプライドを賭けた問題である。

このわたしの考えや立場とは必ずしも一致しないかもしれないが、上で示した簡易なシミュレーションでは7000万有効票の1/3、2330万票ほどの反対があるとみた。この2330万人は憲法改正の決定により、一体どうするのだろうか？　ここが最大のポイントである。

改正反対の意思のなかには単に選択のかぎりでの改正反対（行動は別）とか「どちらかといえば反対」という意見も結構あるだろう。だが、そうではなくて、わたしと同様、生命と自由とプライドを賭けて「変えてはならない」という強い意志の存在もある。それが反対2330万のうちの正規分布1標準偏差先っぽの片側16%程度であるとみればその数約370万である。この見立てではそれ以外の1960万人とその子らは仕方なくも改正に従うとみる。

だが、その数を潜在非承認として抱えつつ、数として370万人とその子ら約10万人の計380万人は改正にはとても応じられないのだ*。だから、現日本国憲法を少なくとも改正対象の部分は改正せず維持する途をとりつづけるだろう。むろん他者のことはわからないが、わたしの気持ちでは有事なるものに備えて破壊と殺戮にかかわる苦悩にまみれるくらいなら、かの方面とは離縁して現日本国憲法を真っ当に貫く零からの国づくりに向かう困難のほうに喜んで向かうだろう。だからそれが戦いにも似た道のりになるとすれば、まさにそれこそ零式戦闘と呼ぶにふさわしいかもしれない。

人はなぜ戦争をするのか。その答えは簡明だ。いうまでもなく人も動物である。同種に対する動物の闘争心と攻撃は生のありようとしてコンラッド・ローレンツの行動生物学が十分観察し尽くしている。ただこれについて人間は二点において他の動物たちとは異質である。ひとつは道具使いを知ったこと、これに攻撃が結びついた結果が先の疑問への単純なまでの悲惨な答えだ。だが、もうひとつ、人には他の動物たちとの違いがある。理性にもとづく人間性への洞察である。人間であるということはどういうことなのか、その自問自答と行動に動物ゆえの闘争心を振り向けて挑むこと、同種とのあいだでの戦い争いは避けえない以上、その人間の特異性に希望をつなぐしかない。

零式構想に挑む理由

このあたらしき零式、つまりゼロからの国づくりに挑む理由はすでにあきらかだが、最後にそれを5つに整理しておく。むろんこれはこの国のまずは一部の人たちに向けてのまとめであると同時に、この先に詳細を展開していくための目録の一端である。

第一に、わたしたち日本人は、日本国憲法をして自国の法治のかぎりを超えて世界全人類に

* ちなみに380万人という数は都道府県人口でみると多い方からの上位10位程度に相当し静岡県の人口に近い。国でみるとモンゴル国の総人口にあたる。同国の国土は日本の4倍あるが、そこに静岡県だけが収まっている格好。それだけにモンゴルは世界一人口密度が低い国らしい（1km²あたり約2人、対して日本は約330人）。この事実から相撲協会もまた縁を強めていただきそのルートでごっそり移住させてもらうというのは日和った場合のプランAかもしれない。冗談はともかく、モンゴル国は日本と違い、手薄で広い国土でありながら、下に中国、上にロシアとすっかり地続きなのだ。それでも今や社会主義を脱した民主制で、かつ軍事費は日本の0.2%にすぎない。ここに実際、重装武力など抑止力にならないことが実証されている。砂漠ばっかだからだろう？　否、レアメタルの埋蔵が有望視されている。

向けた誓いとしてその内容を表明してきたという事実がある。つまり大いなる約束がここにある。だからそれを国民の全員一致をもって反故にするというのならいざ知らず、一部にはその誓いを守りつづけるという意志があるかぎりはそのなかにおいてでもそれを貫くことは当然の定めとなる。よって、その要となる部分を改正するとならば、もはやその国に居つづけることはできない。おのずとみずから新たな現日本国憲法下のこの国で生きつづけることになる。その国に居らずしてこの国に生きるということはどういうことになるのか。ここはまさに三木清が連ねたごとく神話、制度、技術、経験を総動員した構想力がものをいうところとなる。

第二に、日本国憲法がもつ平和主義、理想主義だが、仮に（史実はそうでないとされているから仮にだが）これがたとえ敗戦占領国として押しつけられたものであったとしても、この憲法自体は人類史において他に類例をみないほど高らかな人間の理性に信頼をおいた内容になっている。この引き受けはわが小国にとっては余りある責務と挑戦だが、だからといってここでこれを単なる国際標準に戻してしまったら、人類にとっては希望の星を失うことになる。むしろそれでは世界における日本の存在意義など無に等しくなり、それこそいつでも簡単に踏み込み領土化できるただの場所でしかなくなるだろう。現日本国憲法がもつ超絶性は人類世界におけるがゆえの崇高な、真理性の次元にある。それだけに、とりわけ野卑な欲望に対しては侵し難い障壁になっている。だからこそ現憲法はその要となる部分を改変できるものではないのだ。だがそれでも多勢が改正するというなら、少勢はむしろそれを機にあらためて憲法規程どおりの立国を零から格組みできるというものだ。

第三に、その格組みのひとつとして戦後 80 年、違憲であるところを忍んで配備してきたすべての武器を放擲し、軍隊としての自衛隊を廃止して日本国憲法に適合した国の姿と運用を実現する。現在であればまだ、わたしたちは単に（みずからの過去の行為に対する想起も踏まえた）侵略への怯えをもとにした妄想的抑止力の螺旋増大によってなしてきたそれらを、役立たずのまますべて捨て去ることができる状況にある。ミサイル一本でもこれを打ち込んでしまったあとでは意味がない。今ならその廃棄規模からして核廃絶にも勝る称賛さえ得られるというものだ。すると必ず誰かはいうだろう。「丸腰になったら攻めてくるぞ!」そうだろうか？わたしたちは一体いつの時代に生き、これまで一体何を学んできたのだ。もうたくさん思想も学んでかつてより大分利口になっている全人類のその頭、とりわけその理性を信じようではないか。それを貶めて力んでみせる流行のショーはもうたくさんだし、そういう国の属州化を同盟などとへつらってしのぐ畜群根性からは別れを告げようではないか。

第四に、零式立国は安保体制による米国による占領隷属状態からも脱却することになる。他国の武力すべても掃き清めた国として真の独立を果たす。それによって初めて世界の理知性に認容され、それこそイマニュエル・カントのいう平和盟約の結節点として、懇願なしに国連の常任理事国に迎えられることになろう。この現憲法下の立国が独立承認されるであろう頼りもそこにある。まさに現日本国憲法が掲げる世界人類の平和にとってのイニシアティブを発揮し、

傾きつつある国連機能をむしろ一段と高めるブレイク・スルーにも大いに寄与できることになるだろう。

第五に、この日本国憲法には人間理性にもとづく理想と理念の追求とその批判を踏まえた人間への挑戦としてその実践が託された一大事業が込められている。その日本国憲法のことばどおりの法治はきわめて細き道ながら人類全体の明日への希望としてありつづけている。だからこそ、たとえいかに稀に細く実践しがたい道であろうとも、馬鹿げた戦争などに命を捧げ果てる悲惨に比すれば、この道を選び進む快苦の方が遙かに悦びに満ちた価値につながるはずなのである。

とりあえずの結びに

このエッセイはあるいはだいぶ浮世離れした話のように感じられたかもしれない。でも、日本国憲法は実際に浮世離れした時勢にあってこそ制定できた希有な構想としてかたちづくられ施行された。その後は浮世に戻ったのだから、憲法は世から離れて見えもする。だが、浮世には憂き世も重なっているとするなら、そんな当世をうれしく思う人は多くないはずだ。少なくともわたしは大日本帝國憲法下の後に生まれてきた運命を心よりありがたく思ってきた。そして実際、浮世離れした憲法のおかげでかなりのところ憂き世離れした人生を送ることができ、そのことを悦びとしてきた。だから、この国の続く世代にも憂き世離れしたこの現日本国憲法のもとで末永く暮らして欲しいと願っている。しかるにその憲法を憂き世に適すべく変容しましょうというのなら、もはや願うのみでは済まされない。もし歩み出すならそれをむしろ絶好の機会として現実的な対応をせねばならない。つまりここでは完全に浮世に接地したその始まりの話をしたつもりである。

否、否、否、

このままにいつまでかあらん。

(土岐哀果の詩の一部、大杉栄 1914「藤椅子の上にて」より)

2025 年 10 月 2 日 受稿